

市立高教組ニュース

第2号 R3(2021)年 8月31日(火) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289
書記長 鶴 順二

緊急要請書を市教委に提出

仙台市立高教組では、7月20日に「コロナウイルス感染拡大予防のため休業中の職専免（在宅）を求める緊急要請書」（裏面に掲載）を教育長あてに提出しました。この要請に対して、7月28日付けで市教委より「夏季休業期間中の勤務について」が各校長に通知されました。その内容については以下の通りです。

○夏季休業期間中の勤務について（来年度以降も下記の内容が適用されます）

1. 夏季休業中は、学校運営に支障のない限り、校長の判断により承認研修を承認する。
承認研修は、所定の様式により申請、承認、報告を行う。
不承認にした場合は、本人に対し、その理由を明確にする。
 2. 教育委員会主催の研修会への参加については、校長の判断による。
 3. 民間教育団体の研修に参加する際の勤務態様については、校長の判断とする。
 4. 認定講習会、スクーリング等への参加は職専免扱いとする。
 5. 生徒については、特段の必要がない限り一斉登校日を設けないものとする。
 6. 当番の割り当ては校長の判断とする。
- ※ 教育職員免許状更新講習の受講につきましたは、特段のご配慮をお願いいたします。
(勤務対応は、「職務専念義務免除」となります。)

この通知内容について、後日教育長交渉（7月30日）の際に次のような確認、要望を行いました。

1にかかかる承認研修計画書及び報告書は、簡易なものにすること。

※にかかかる教育職員免許状更新講習受講の際の「職専免」については、現場への周知不足であり、周知を徹底すること。

上記の件以外でも交渉の結果、

コロナワクチンの接種については、行き帰りの時間も含めて職専免となりました。また、接種後の体調不良についても職専免で休めることになっています。（非常勤講師も含む）